

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和4年9月22日（木） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時25分	
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 28名
出席委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 27名
欠席委員	日下 賢治推進委員	
議長	会長 林 茂樹	
事務局	横山事務局長、杉浦係長、松井主査、池田主事、白野	
議事録署名者	3 太田 良子 委員 4 山村 京子 委員	

会議の記録

午後 2 時 3 0 分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の 2 名を指名

議事録署名者は 3 太田 良子 委員 4 山村 京子 委員

また、欠席者は 2 5 日下 賢治推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第 1 第 3 5 号議案 農地法第 3 条の規定による申請について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第 1 第 3 5 号議案農地法第 3 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 2 9 の 1 件です。申請内容は、売買が 1 件です。譲受人の理由は、農耕に精進するため、譲渡人の理由は、高齢により耕作が困難なためです。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田 2, 5 1 0 m²です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第 2 第 3 6 号議案 農地法第 5 条の規定による申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第 2 第 3 6 号議案 農地法第 5 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 9 4 番から 1 1 6 番の 2 3 件で、転用案件は、分家住宅が 1 4 件、駐車場が 2 件、粘土採掘場が 3 件、店舗兼駐車場が 1 件、駐車場兼産業廃棄物積み替え保管施設が 1 件、先端技術工場が 1 件です。申請面積は、田

23, 347㎡、畑2, 128.54㎡、合計25,475.54㎡です。このうち農地法第5条による申請、受付番号98、99番につきまして、別冊の資料でご説明します。なお、本申請は地番により賃借権設定と所有権移転に分かれているため、申請としては2件となっておりますが、事業内容は同一のものとなります。それでは、右肩に「日程第2第36号議案資料」と書かれた資料をご覧ください。

本案件の申請日は令和4年9月5日、同日農業委員会受付となっております。本案件は受人が、渡人の所有する田を転用し、先端技術工場を建築するものです。受人である●●は本市の●●に拠点を置き、主に製造業を行っている会社でございます。このたび受人の先端技術製品の製造等による事業拡大により、既存敷地では手狭になったことと、現在の場所で増築することは法令上不可能であることから、先端技術工場を移転すべく、本社から近い場所で条件に合う土地を選定したところ、本申請地にて所有者との交渉もまとまり、本申請を検討するに至りました。

資料2ページが位置図となっております、続いて3ページが申請地の隣接地目がかかる資料となっております。なお、北側の隣接地目は資料に記載がありませんが、道路となっております。また、本計画は水路34㎡を一体利用する計画となっております。

本申請地の農地区分は、10ha以上規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地にあたりと判断されます。許可基準として、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに対する許可基準があり、本計画は申請地の西側の集落に接続して設置されるため、やむを得ず許可できるものとなります。

次に、資料4ページが土地利用計画となっております。排水計画については、排水計画については合併浄化槽にて処理後、オリフィス柵にて流量を調整しながら南側の既設暗渠管へ放流する計画となっております。また、雨水排水については、敷地内の集水柵にて集水し、油水分離槽及びオリフィス柵を経由し、汚水と同様に南側の既設暗渠管へ放流する計画となっております。

なお、敷地境界にコンクリートブロック及び擁壁を設置することで、隣接農地への土砂の流出を防止する計画となっております。

また、資金計画についても申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

説明案件を含む5条申請23件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

申請面積1,000㎡以上の案件については、説明案件の他は、受付番号94番、102番、114番、115番及び116番です。資料5ページから9ページにかけてそれぞれ位置図を添付しておりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、9月13日金曜日に中尾充紀委員と横山淳子委員にご協力いただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、次の通り質問があった。

○ 大見由紀雄委員

様式の件でお伺いします。これまで5条転用で農振除外を経由してたものは、いつ農振除外をするという表示があり、結構そこを見ていたのですが、今回表示されていない理由を説明してください。

○ 池田 主事

本来付けるところではありますが、記述を怠ってしまい申し訳ございませんでした。

○ 大見由紀雄委員

次回からは付けてくれますか。

○ 池田 主事

次回からはきちんとつけさせていただきます。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第37号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第3第37号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号12の1件です。内容審査及び現地調査を行った結果、

納税猶予を受けるに適格であると認められます。面積については、田 2, 8 5 3 m²です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第 4 第 3 8 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の規定による農用地利用配分計画案について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員に退席していただき、審議しますので、ご承知ください。

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第 4 第 3 8 号議案農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の規定による農用地利用配分計画案についてご説明申し上げます。

令和 4 年度農用地利用配分計画案の集計表をご覧ください。

農用地利用配分計画は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために農地中間管理機構が作成する計画です。

市は、農地中間管理機構からの依頼を請けこの配分計画の案を作成することになっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定では、この案を作成するにあたり、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとされており、必要があるときにご審議をお願いします。

今回は、耕作者の入れ替えに伴う権利の移転となります。権利の移転を受ける者、権利の移転をする者、移転の時期、移転する権利、及び移転する土地はご覧のとおりとなっています。権利の移転をする農地の面積の合計は、8 筆、6, 9 8 9 m²です。

本日、農用地利用配分計画案の内容についてご了承いただきましたら、農地中間管理機構に提出させていただくことになります。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、都築英治委員に関する事項について審議いたしますので、都築英治委員は退席していただきます。

それでは、都築英治委員に係る配分計画案は、1 ページ目の表の1 人目から3 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

了承の声がありますので、都築英治委員に係る配分計画案は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしとすることですので、この部分の配分計画案は議案どおり決定させていただきます。都築英治委員は入室してください。

続きまして、ただいま審議した部分を除く配分計画案について審議いたします。ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします

全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第9号 専決処分について

上記の議題について白野から次のとおり説明があった。

日程第5 報告第9号専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号54、55の2件です。転用行為別にみますと、駐車場が1件、住宅の建築が1件です。面積は、田155㎡、畑214㎡の合計369㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号70から73の4件です。転用行為別にみますと、駐車場が2件、住宅の建築が2件です。面積は、田489㎡、畑704.12㎡の合計1,193.12㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号80から89の10件です。解約事由別にみますと、売却するため6件、他者に賃貸しするため4件です。面積は、田15,474㎡、畑463㎡の合計15,937㎡となっております。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号2、3の2件です。平成14年時点での安城東部小学校の現況平面図において、当該土地が学校用地として利用されているが1件、昭和25年から現在まで申請地一体が境内地として使用されているが1件です。面積は、田665.61㎡となっております。

続きまして、事業計画変更についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号4、5の2件です。変更の事由としましては、新規採掘場を追加し、同時にこれまで通路として利用してきた部分の期間を延長するため1件、新規採掘場を追加するが1件です。面積は、13,112㎡となっております。

最後に、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況についてご説明申し上げます。今回の調査は、1件です。現地調査の結果、免除対象予定地を農地として利用していました。面積は、田9,334㎡、畑260㎡、合計9,594㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

□ 除外申出に係る27号計画の策定について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

「安城市の農業の振興に関する計画調書」をご覧ください。この調書に記載してあるのは、この後の議事「農用地利用計画変更申出」にも関連いたしますが、先月22日付で出されました農用地利用計画変更除外申出の中のものであります。

これらの申出地につきましては、現在施工中の県営かんがい排水事業明治用水西井筋地区の受益地となっておりますが、この事業は既存の排水路の補修や能力の向上等を図るものであり、その受益地内の土地を農用地区域から除外したとしても、事業そのものへの影響は小さいと考えられております。

法令上の規制としてその事業の完了後、8年を経過しないうちは原則として受益地内の土地を農用地区域から除外することはできないとなっておりますが、除外転用によってその土地に設けられる施設が、地域の農業の振興に寄与すると認められることを市の計画において定めれば、例外として農用地区域から除外することができるようになります。

今回の1案件につきましては、優良農地の保全を図るため、計画的な土地利用

を進めるもの、また、農村集落の維持・拡大や若者等を地域に定住させるための居住環境整備等につながるものであると言え、地域の農業の振興に寄与すると考えられます。この市の計画というのは根拠法令の条文から27号計画と呼ばれており、農業委員会の意見を聞いたうえで定めることとされておりますので、本日提案させて頂いております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 農用地利用計画変更申出について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

これは、令和4年8月に申出のありました農用地利用計画の変更申出の総括表となっています。

今回の申出の内訳は農用地区域からの除外が17件、面積30,663.98㎡、農用地の用途区分変更が2件、面積913㎡でした。除外の目的別に見ますと、分家住宅の建築が7件、中古車展示場が1件、倉庫が1件、駐車場が2件、資材置場が1件、その他職員宿舎や進入路、既存施設の拡張、公衆用道路が各1件の合計17件の申し出となっています。また、用途変更につきましては、集荷、出荷施設が1件、農業用倉庫が1件の合計2件の申し出となっております。

それぞれ詳細につきましては、次のページ以降の調書のとおりです。なお、1,000㎡以上の除外案件の位置図と土地利用計画図については事前に資料をお送りしておりますので、ご確認ください。公衆用道路については、事業計画全体のごく一部、8事業37筆の積み上げでこのような面積標記となっております。除外停止期間を含めた約2年間分の事業進捗の結果ですが、開通した路線はありませんので、説明は省かせていただきます。

なお、現地調査につきましては、9月13日に、中尾充紀委員と横山淳子委員にお願いし、実施いたしました。

除外案件については、本委員会でご了承いただくことができましたら、愛知県知事との事前協議の手続きに移らせていただくこととなります。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 不耕作地・違反転用農地の指導について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

まずは委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、大変厳しい暑さの中、現地調査を行っていただきまして、ありがとうございました。

では、本日別にお配りしてございます資料のうち、右肩に「資料1」とある「不耕作地・違反転用農地の指導について」という見出しの付いた資料の1ページをご覧ください。始めに、「(1) 指導対象農地の決定について」ご説明いたします。

皆様からご提出いただきました意見書に基づき、事務局職員が担当する地区の現地調査を行いました。

その結果、所有者に指導をすべき農地としたものを5ページ以降のリストに記載してあります。このうち、行に色塗りをしたものは昨年9月の本会での結果報告においてリストに挙がっていなかったもの、つまり、今年度新たに発生したものでございます。

一方、色塗りのないものは昨年度から継続して指導対象としている農地でございますが、こちらには、昨年度の指導でいったん解消されたものの、再び指導対象となったものも含まれております。

不耕作の指導対象農地は、5ページから10ページに記載してございますが、ここでは10ページをご覧ください。こちらに不耕作地の数字をまとめました。まず、不耕作地としての指導対象農地は112筆で71, 155㎡、そのうち新たに発生したものは54筆の30, 388㎡でございます。

また、違反転用の指導対象農地は、11ページから16ページに記載してございますが、ここでは16ページをご覧ください。こちらに違反転用の数字をまとめました。違反転用農地は102筆、73, 570. 38㎡で、そのうち新たに確認されたものは11筆、5, 746㎡でございます。

これらの結果を受けての今後のスケジュールですが、本日指導対象農地が決定されますと、不耕作地の所有者には、2ページをご覧ください。こちらにございますように、10月3日付けで、農業委員会会長と市長の連名によるの文書を送付いたします。また、この文書と併せて3ページの「利用意向確認書」を送付し、事務局あてに提出してもらうこととしまして、所有者が貸付けを希望しているのか、あるいは自ら耕作する意思があるのかといったことをいち早く確認できるようにしております。また、違反転用農地の所有者には、同じく連名の4ページの文書を送付してまいります。こちらについても、指導の効果をより高めるために、下線部のように各種の許認可を受ける際に支障が生じる可能性があることを告知するようにしております。

続いて1ページにお戻りください。「(2)」のスケジュールの4段目のところ

ですが、改善の期限につきましては、10月31日としております。

そして、11月初旬には、推進委員及び農業委員の皆様には再び現地調査をしていただきますが、その際に改善が見られなければ、電話あるいは直接所有者に会っていただく方法により、解消に向けた指導をお願いすることになります。したがって、10月の間の1か月はひとまず、指導対象者の是正行為を待つ期間、様子見の期間となりますので、11月以降に再び行っていただく現地調査や指導の方法等につきましては、来月、10月の農業委員会において、必要書類をお配りしながら詳しく説明をさせていただきたいと思います。

ただし、指導文書には地区担当の委員の氏名が記載してありますので、10月のあいだにも、指導文書を受け取った方から皆様は何らかの相談があることも当然に考えられます。したがって、まず、担当地区に指導対象の農地がある委員の方におかれましては、本日はこの資料1を、個人情報が含まれてはおりますが、必ずお持ち帰りください。そして、そうした相談があった場合への対応方法については、農地パトロールマニュアルを要約した内容を資料1の17ページに記載してございますので、参考にしていただくとともに、特に除外や転用の可否の相談のように判断が難しいことにつきましては、遠慮なく事務局へご相談ください。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次の通り質問があった。

○ 石川和明委員

今の説明の中の特に違反転用農地の件ですが、所有者の方と話しをしていて分かったことが、ほとんどの人が、雑種地で課税評価をうけていて、税金を払っているのだから、手続きは終わっているのではという解釈をしている地主さんが多いと感じました。

同じ役所の中で業務をしているにも関わらず、税をとる方は取るが、農業委員会には、連絡ないという、お互いに連携がとれていないことに非常に疑問を感じます。説明をお願いします。

○ 松井 主査

ありがとうございます。おっしゃる通りで、実際、わたくし共も違反転用の指導文書を送付すると、税金が課税されているから問題ないのではという認識をされている方が多いです。ただし、実際には、この状態はあくまでも税的な目で見るとの判断でして、農地を農地以外にかえるためには、農地法の許可が必要です。本来、行政の役割の中で情報連携は必要です。今後、税の部署と協議を重ね

ながらよりよい方法を研究していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 林 会長

税金はとられているが農地転用手続きがされていない所は多いと思います。ただ、それを野放しにしていまいますと、どんどん増えていってしまうと思います。そのためには、一度、農地に戻すなりして、きちんとしてもらうべきかと思います。簡単に転用手続きをするというよりも、農地を勝手に転用したがために、税金は取られているが、税金を取られているからいいと思っている人は多いと思いますが、実際には、一度農地に戻して、新たに転用してもらわないと転用できないと思ってもらうのが大事だと思います。ただし、すでに事業を行っており、無理な場合もあるかと思われる。その場合は、毎年指導文書が届くと伝えても良いと思います。このような感じで指導をしてください。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について

上記の議題について杉浦係長から次のとおり説明があった。

定例会資料1ページ、資料2をご覧ください。

今回、この「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について」を協議事項とさせていただきます。事務局としましても、第24期の農業委員会として、安城市長に対し、意見書を提出いたしたく提案をさせていただきます。

内容についてご説明します。まず、「1 はじめに」をご覧ください。この意見書は、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を、より効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、具体的な意見を市長などの関係行政機関に提出するものとされております。

ここでいう農地等利用最適化推進といえますのは、農業委員会の事務とされる①遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用の集積・集約化、③新規参入の促進活動のことをいいます。

続いて、「2 第23期農業委員会の実績」ですが、前委員の方々は、令和2年4月に安城市長あてに提出しております。そもそも、この意見書は、全ての農業委員会が作成しなければならないものではありません。直近3年間(令和元年度から令和3年度まで)の西三河地域の実績でいいますと、安城市の他では、み

よし市、西尾市が市長に提出をしております。

そこで、「3 第24期農業委員会の方針」ですが、令和4年度中を目標に安城市長に対して提出することを提案させていただきます。

次に、意見書を提出する場合の「4 今後の意見書の作成及び提出スケジュールについて(案)」ですが、(1)まずは、事務局の素案として、前回の意見書の内容や、昨今の状況を考慮して、特に必要と考える事項につき、素案を提示させていただきます。本日、素案を作成しておりますので、後ほど説明いたします。

次に、(2)各委員の意見収集を行います。意見収集にあたっては、別紙「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」に、事務局(素案)に追記すべき意見等をご記入いただき、10月24日(月)の次回定例会の日までに事務局へご提出いただきたいと思いますと考えております。紙ではなく、電子データでの提出でもよいです。電子データでの提出をご希望の方は、のちほどデータをお渡しします。

次に、2ページをご覧ください。(3)意見書の作成ですが、意見書(案)の作成を年内を目途に進めたいと考えております。意見書(案)の作成にあたっては、別に検討会議の場を設けたいと考えております。その後、最終的には定例会にて意見書の審議・決定をし、年度内に意見書の提出、回答をいただきたいと思いますと考えております。

スケジュールにつきましては、意見書作成の進捗により、多少変更となる場合も想定しておりますが、少なくとも年度内には、意見書の提出をしたいと考えております。

続きまして、意見書(素案)について、記載内容をご説明します。3ページから5ページが意見書の素案です。まず、3ページでは、意見書提出に至った背景、経緯等を述べさせていただいております。

次に、4ページ、5ページが意見です。農業施策に関しては、多様な課題がありますが、ここでは、農地等利用最適化推進の3つの柱を元に記載しております。

ここでは、項目のみ述べさせていただきます。まず「1 遊休農地等の発生防止と解消について」では、1つ目として「不耕作地の情報の管理について」、2つ目として「不耕作地の利活用について」を記載しております。次に「2 農地利用の集積・集約化について」では、1つ目として「農地利用の集積・集約化に支障をきたす転用行為の抑制について」を、2つ目として「農地の多面的機能の啓蒙について」を、3つ目として「農業基盤の保全及び整備について」を記載しております。最後に「3 新規参入等の促進について」では、1つ目として「交流事業等による方法について」を、2つ目として「関係機関との連携等による方法について」を、3つ目として「経営支援について」を記載しております。意見書の内容については、今後の審議の中でまとめてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

意見書の参考として、6ページから13ページの資料3に、前回の意見書を添付させていただいております。

意見書の説明は以上でございます。承認をいただけましたら、委員の皆様からの意見収集を行いたいと考えておりますので、併せてお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1 令和5年産米の生産数量目標面積の配分について（資料4）

資料の14ページの資料4をご覧ください。令和4年8月30日に、愛知県農業再生協議会から、来年度の本市の米の生産数量目標が示されました。ご覧のとおり、数字上は前年度との大きな違いはございません。

そして、これを元に市内各集落の生産数量目標面積の配分基準値を算定しますと、一番下にありますように62.4%となります。

つづきまして、15ページをご覧ください。こちらは各地区の配分を示してのものであります。左から2番目の(A)列は、各集落の基本面積を示しておりますので、これにただいま申し上げた62.4%を掛けた数字が、(B)列の、米の作付目標面積になります。また、その右隣の列は転作面積を示しております。

以上、農業委員会からはごく簡単ではございますが、以上の説明とさせていただきます。また、改めて改善組合長に会議にて報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

2 令和4年度西三河・豊田加茂地域合同地域協議会

これは、愛知県農業会議の主催で、西三河地域と豊田加茂地域の農業委員会会長と事務局が定期的に集まり、その時々課題について話し合う会議でございますが、10月17日、月曜日の午前10時から、岡崎市役所で開催されますので、林会長及び事務局杉浦が出席をします。

3 配付物

9月15日に愛知県農業会議主催で開催された、農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会をご欠席された委員の方に、研修会の資料を配付させていただきましたので、お時間のあるときにお読みいただきたいと思っております。また、のうねん9月号をお手元に配付しました。

4 次回予定

10月24日月曜日の午後1時30分から第4会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を開催する予定でございます。
連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時25分、議長は閉会を宣する。